



鳥取県公報

平成14年12月25日(水)
号外第170号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県議会情報公開条例の一部を改正する条例(74)(議会議務局総務課).....	1
議会告示	鳥取県議会情報公開条例施行規程の一部改正(3)(議会議務局総務課).....	3

——— 公布された条例のあらまし ———

鳥取県議会情報公開条例の一部を改正する条例

- 1 独立行政法人等及び出資法人に関する情報の取扱いについて、県の機関、国等に関する情報の取扱いと同様とすることとした。(第8条、第13条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

鳥取県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第74号

鳥取県議会情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県議会情報公開条例(平成12年鳥取県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識</p>

別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 略

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに出資法人（県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費の総額の2分の1以上を支出している法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれのある情報であって、議長が定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容

エ 略

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、出資法人及び会派を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア・イ 略

(4)・(5) 略

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び出資法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は出資法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、

別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 略

ウ 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員の権利利益を不当に侵害するおそれのある情報であって、議長が定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容

エ 略

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア・イ 略

(4)・(5) 略

(6) 県議会及び県議会以外の県の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 県議会の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県の財

独立行政法人等、他の地方公共団体又は出資法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 略

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは出資法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第2条第1項に規定する実施機関から取得した公文書に記録された情報であって、同条例第9条第2項各号のいずれかに該当するもの

(第三者に対する意見書提出機会の付与)
第13条 開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等、地方公共団体及び出資法人以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2・3 略

産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

イ 略

(8) 県議会以外の県の機関から取得した公文書に記録された情報であって、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第9条第2項各号のいずれかに該当するもの

(第三者に対する意見書提出機会の付与)
第13条 開示請求に係る公文書に開示請求者、国及び地方公共団体以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2・3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 会 告 示

鳥取県議会告示第3号

鳥取県議会情報公開条例施行規程(平成13年鳥取県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成14年12月25日

鳥取県議会議長 石 黒 豊

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(個人に関する情報)</p> <p>第4条 条例第8条第2号ウの議長が定める情報は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該公務員等の給与、勤務成績その他通常他人に知られないことが相当であると認められる情報</p> <p>(2) 開示することにより、当該公務員等に対する暴</p>	<p>(個人に関する情報)</p> <p>第4条 条例第8条第2号ウの議長が定める情報は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 給与、勤務成績その他の通常他人に知られないことが相当であると認められる情報</p> <p>(2) 開示することにより、当該公務員に対する暴行、</p>

行、脅迫等を招く明白かつ差し迫った危険が予見される情報

2 条例第8条第2号エの議長が定める情報は、次のとおりとする。

(1) 会議等の開催に伴う食糧費の支出に係る鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第38条の2第1項に規定する支出負担行為書、同規則第40条第1項に規定する支出仕訳書又はこれらに添付されている公文書に記載された、当該会議等に出席した者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名並びに当該支出の内容

(2) 交際費の支出に係る公文書に記載された当該交際費の支出の対象となった者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名並びに当該支出の内容

(公文書開示決定通知書等)

第5条 略

(意見書提出の機会の付与を要しない情報)

第5条の2 条例第13条第2項第2号の議長が定める情報は、第4条第2項各号に掲げる情報とする。

脅迫等を招く明白かつ差し迫った危険が予見される情報

(公文書開示決定通知書等)

第5条 略

附 則

この告示は、平成14年12月25日から施行する。